栃木県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和2年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

	慣用名	使用量(kg/年)				
政令 番号		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	使用量 合計
22	フィプロニル			2.3E-1	3.9E+1	39.3
64	エトフェンプロックス	1.3E+1	7.8E+0	3.3E+0	3.0E+1	54.2
117	テブコナゾール				3.1E+0	3.1
139	トラロメトリン			3.2E+0	2.3E+0	5.5
140	フェンプロパトリン			1.5E+0		1.5
153	テトラメトリン	1.4E+2	4.3E+0	1.3E+2	1.2E-1	269.2
181	ジクロロベンゼン	3.0E+2	1.2E+2			413.3
225	トリクロルホン		4.0E+0			4.0
248	ダイアジノン		4.3E−1			0.4
251	フェニトロチオン		1.1E+2	1.9E+0		107.9
252	フェンチオン	3.1E+0	3.9E+1	3.1E+0		45.0
256	デカン酸				4.5E+0	4.5
350	ペルメトリン	1.7E+1	2.2E+1	1.0E+1	6.4E+1	113.1
405	ほう素化合物		4.3E-2	2.9E+1	1.4E+0	30.5
427	カルバリル			1.1E+2		109.8
428	フェノブカルブ			7.1E+1	1.7E+2	242.9
457	ジクロルボス	6.4E+1	3.8E+2			445.9
合 計		5.3E+2	6.8E+2	3.6E+2	3.2E+2	1890.1

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。 注)衛生害虫・・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫 不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等